

もくじ

さこ 祐仁 議員 代表質問・・・1
西脇 いく子議員 代表質問・・・10
他党派の代表質問項目・・・・・・17

●京都府議会 2021 年 9 月定例会の代表質問を、さこ祐仁議員、西脇いく子議員が行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

2021年9月定例会 代表質問

さこ 祐仁 議員（日本共産党・京都市上京区） 2021年9月21日

新型コロナウイルス感染症対策——第6波に備え医療体制と保健所の拡充を

【さこ議員】日本共産党のさこ祐仁です。日本共産党府会議員団を代表して、知事ならびに理事者に質問をいたします。最初に、新型コロナウイルス感染症により府内で亡くなられた 260 人の方に、心よりご冥福をお祈りします。また、19 日現在も医療機関や自宅で療養を余儀なくされている、2,698 人に及ぶ方々の一日も早いご回復をお祈りします。そして、今現在も感染拡大防止や命を救うために、日夜問わないご奮闘されている医療や保健所の現場をはじめとした多くの皆さん、また京都府の職員の皆さんに、心より感謝をするものです。

質問に入ります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、府民の命と暮らしが危機にさらされる深刻な事態で、9月9日には緊急事態宣言の延長が行われ、本議会もそのような緊迫した事態の中で行われています。

まず、新型コロナウイルス感染に対する認識と対応の問題です。新型コロナウイルス感染症は、われわれが近年経験したことがないパンデミックと呼ばれる大規模な感染であり災害です。災害発生への対応は迅速に集中した取り組みが必要であり、遅れば新たな被害拡大を生み出します。

そこで伺います。本府も「災害級」と言っており、それにふさわしい対応するため、保健所等に府職員を集中的に配置する決断と、現場への支援が必要と考えますが、今後の具体的な対応はどうされるのか、お答えください。

医療についてお聞きします。8月23日、党議員団は新型コロナウイルス感染症の感染の爆発から府民の命を守る緊急提案をしました。急激な感染拡大の中、医療への負担も急激に深刻さを増し、入院率が41.8%と在宅療養や宿泊施設療養を余儀なくされる事態が広がり、特に在宅療養者への支援や医療提供が厳しい事態に陥っており、わが議員団にも悲鳴というべき切実な声が数多く寄せられています。「発熱して三日間、相談センターに電話がつかない。一週間後にパルスオキシメーターが届き、『酸素飽和濃度90になれば、救急車は自分でよんでくれ』のみ」「認知症の高齢者で対応できない」などです。

在宅療養者が急増し、保健所からの連絡、健康管理など命を脅かされる事態となっています。国は、「中等症は原則入院」との説明をおこないましたが、原則在宅療養の方針を撤回していません。知事は国に対し、全ての患者が症状に応じた医療が受けられるよう、原則在宅療養の方針の撤回を求めるべきと考えますが、いかがですか。

医療関係者からは、次の感染第6波の到来が危惧されています。医療体制の拡充とともに必要なことは、保健所の配置と保健師をはじめとした体制の抜本的強化です。府域に12あった保健所を7つに統廃

合した府の責任は重大です。保健所の機能が濃厚接触者を検査せず、放置しておくだけになっている状態は問題です。保健所について統廃合以前の配置に戻し、感染症対策に従事する自治体職員により、身近で自宅療養者への生活と療養を支え、地区医師会と連携して必要な外来医療・往診が提供できる仕組みを速やかに構築すべきと考えますが、いかがですか。

9月1日以降14日まで、府立学校58名、京都市を除く小中学校で62名、また京都市内では保育施設等での休園など感染拡大が広がっています。感染拡大防止と学習権の保障のための対策に関し、次のことについての所見を伺います。

学校に配置しているスクールソーシャルワーカー等の人員体制の抜本的拡充をすべきと考えますがいかがですか。

学校や保育所等における子どもや教員等への検査を拡大すべきと考えますがいかがでしょうか。

ここまで答弁をお願いします。

【西脇知事・答弁】新型コロナウイルス感染症対応に係る、執行体制についてでございます。新型コロナウイルス感染症対応につきましては、府民の命と健康を守り、生活を支えるということに全力を尽くすという強い決意のもと、昨年来、全庁を上げて体制を構築してきたところでございます。今年度におきましても、対策の要となる部署に30名を増員するとともに、全庁動員や、年度途中の人事異動、補正予算に対応した体制の構築など、状況に応じて充実強化を図ってきております。

さらに最前線に対応にあたる保健所につきましては、保健所間での相互応援や、市町村保健師の協力などにより、医療専門職を確保するとともに、特に第5波においては、広域振興局からの応援に加え、本庁職員の応援などにより、急増する自宅療養者への健康観察や疫学調査といった、感染症対応のための体制強化を図ったところでございます。今後とも、感染者の状況や現場の実情を踏まえた、機動的で柔軟な応援体制の構築により、必要な執行体制を確保して参りたいと考えております。

次に、患者療養に係る国の方針についてでございます。

去る8月3日付の厚生労働省対策推進本部の事務連絡は、入院させる必要がある患者以外は、自宅療養を基本とするとの考え方を取ることも可能である旨を示した上で、地域の感染状況を踏まえつつ都道府県等の判断により、適切に対応するよう求めているものでございます。京都府では、これまでから入院医療コントロールセンターにおいて、京都府内の全ての患者の年齢や症状、基礎疾患の有無などの情報を集約し、医療の必要度を医師が判断した上で、入院療養先の選定を行っているところであり、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切に対応しているものと考えております。

また宿泊療養施設や自宅で療養される方にも、必要に応じた医療が提供できるよう、これまで陽性者外来の設置、宿泊療養施設への酸素投与機材の配備、訪問診療体制の整備などに取り組んでおります。

次に、保健所の配置、自宅療養者の支援についてでございます。保健所の配置につきましては、平成16年度の振興局再編を経て12所から7所1分室に、集約化と拠点化を図っており、新型コロナウイルス感染症の対応におきましても、人員の集約化により高めた専門性と機動性が発揮できているものと考えております。さらに、府保健所間で相互応援を行うとともに、振興局単位で積極的に管内職員が、保健所業務を応援しており、自宅療養者の健康観察などの応援体制が速やかに構築できたことも、広域化のメリットだと考えております。

自宅療養者の支援につきましては、保健所の毎日の健康観察に加え、パルスオキシメーターの貸与、食料品・生活必需品の送付を行っております。また、自宅療養者への医療提供につきましては、地区医師会とも連携して、電話診療や訪問診療体制、陽性者外来の拡充を図っているところでございます。引き続き、安心して自宅で療養いただける環境づくりに、努めてまいりたいと考えております。

次に、学校や保育所等における、子どもや教員等への検査についてでございます。議員ご指摘の検査につきましては、学校等で発熱などの症状が現れた場合に使用するための、抗原検査キットの配布を行っているところでございます。また、学校や保育所で陽性者が発生した場合に、濃厚接触者が迅速に検査を受けられるようにするため、PCR検査の検体採取キットを活用した検査を実施するなど、集団感染、

感染拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

【橋本教育長・答弁】 コロナ禍におけるスクールソーシャルワーカー等の人員体制についてでございますが、学習面や生活面などさまざまな不安をかかえる子どもが増えているものと認識しており、「まなび・生活アドバイザー」やスクールカウンセラー等の役割がますます重要になっております。このため、「まなび・生活アドバイザー」を、小学校 29 校、中学校 40 校、高等学校 5 校に配置する他、未置校への派遣を年 4 回から 12 回に拡充しております。

また国に対しても、スクールソーシャルワーカー等の予算措置の拡充を求めているところでございます。今後とも一人一人の子どもの状況に応じた支援につなげられるよう、「まなび・生活アドバイザー」やスクールカウンセラーの人材の確保・充実に努めてまいります

【さこ議員・再質問】 知事は、保健所などへ応援体制を実施しているとおっしゃいます。保健所は住民に身近な所ないと、患者さんの病状の把握も生活支援もなかなかできない。また地区医師会と連携するにしても、保健所が近くにあることで速やかに対応できるのではないのでしょうか。さらに、現場では感染者が急増して、入院も療養宿泊施設もできない自宅療養者が増えた 8 月 22 日には、これまで保健師で対応していた健康観察も、事務職員で対応するなど、慢性的な人手不足との声も聞きます。すぐに保健所をもとに戻して適切な人員配置を実施するべきと思いますが、いかがですか、答弁をお願いします。

【西脇知事・再答弁】 保健所は今回の第 5 波と感染が急拡大する中では、常に業務が逼迫して大変な状況にあったと思っております。振興局また本庁からの応援体制、近隣の市町村からの保健師の派遣、また、さらには看護協会等による看護師等の派遣、あらゆる手段を講じまして、この第 5 波のピークの時は何とか乗り越えられると思っております。引き続き、過去にありました広域化のメリットを最大限活かしながら、保健所の体制のみならず、総力を結集して、新型コロナウイルス感染症の患者のための健康に、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

【さこ議員・指摘要望】 あらゆる手段を取っているということをおっしゃいますけれども、今の本府に求められているのは、府民の命を何よりも優先するコロナ対策を実施していくことです。医療にかかれない不安にある自宅療養者をつなぐ保健師や、保健所の体制を整えていくのが知事の役割です。保険師確保を国にもしっかりと求めていく。また、本府でもしっかりとおこなっていく、このことが必要です。また、新規感染者は減少傾向ですが、必ず来るといわれる第 6 波に向け、陽性者の周辺への迅速な行政検査を幅広く行なうとともに、無症状者への大規模な検査をしていくこと、特に子どもたちのいる学校や保育園などの施設への定期検査の実施を国へ求めると同時に、本府としてもこれを本気で実施していく、このことを求めておきます。

京都のまちと文化を破壊する無謀な北陸新幹線延伸は中止しかない

【さこ議員】 次に、北陸新幹線延伸計画について伺います。

7 月 30 日付けの京都新聞に、北陸新幹線敦賀―新大阪間の 2023 年春の工事着工に向け、7 月 29 日に北陸新幹線延伸与党検討委員会が国会内で開催され、西脇知事も参加され、取材に対し、「難しいとされる京都駅周辺の工事などを一つ一つ解決することが早期開業への一番の近道」と掲載されておりました。

そこで伺います。知事は京都駅周辺の工事について、難工事となるとの認識を持っておられるのか。また、認識しているのであれば、どのようなことが難工事となるのか、具体的に明らかにしていただきたいと思います。

地下水の問題についてですけれども、京都盆地に深度 40m 以深の大深度トンネルを通すというのであれば、地下水の枯渇や水の濁り、水道水にも悪影響が出てまいります。これまで豊富な地下水や井戸水が茶道や伏見の酒造り、京豆腐といった「水の文化」をはぐくんできました。

西陣織の先染屋さんは江戸時代から先祖代々、井戸水を利用されており「地下水がなくなれば仕事ができなくなる」と不安の声を話されました。また創業以来 100 年を超えるお風呂屋さんも、トンネル工事で井戸水の地下水が枯渇しないか心配だと話されました。京都市内のお風呂屋さんは、82 軒営業されており、約 92%が地下水を併用されています。

知事は、京都の文化、それに関わる事業者等に地下水枯渇等の影響が出た場合、具体的にどう対応を考えているのでしょうか。

また残土処理の問題です。この延伸ルートは、延長約 140 kmのうち 8 割がトンネルです。京都府内には福井県側から山岳トンネルで入り、南丹市美山町一京都市右京区京北町を經由し、京都市街地では「大深度地下工事計画で、少なくとも 880 万立米、10 トンダンプで片道 160 万台分の掘削残土がでると予想されています。どこに残土を運ぶのか明らかにされていません。また、京都市内部は 3 か所 5 kmおきに立坑がつくられ、それらの場所に掘削残土が出され、それを運び出すダンプ等が特に集中する場所となります。影響は周辺の道路や京都市内全体に及ぶことは明らかです。

しかも機構は「ルートが成立していないので残土を処理する場所を決定できない」というとんでもない発言をされています。

京都のまちと自然を壊し、大量の掘削残土の処理計画もない、北陸新幹線敦賀一新大阪延伸計画は、知事自身が中止の決断をすべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【西脇知事・答弁】北陸新幹線につきましては、日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能をはたし、京都府域はもとより関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識をしております。

京都駅につきましては、環境影響評価方法書におきまして、東海道新幹線との結節や在来線、地下鉄等との乗り継ぎを考慮し、現京都駅付近の地下に設置するとされておりますが、位置などの詳細につきましては、今後、鉄道運輸機構におきまして、環境影響評価の結果を踏まえて検討されていくものでございます。

京都駅は、東海道新幹線、近鉄、地下鉄などが結節するとともに、周辺には集客施設、商業施設が集積しており、建設によって列車運行、周辺の道路交通など、府民生活への影響が懸念されることから、適切な対応を鉄道運輸機構に求めているところでございます。

地下水への影響の対応についても、方法書に対する知事意見におきまして、専門家などの助言を得ながら、定量的な予測を行った上で、地下水などへの影響を回避、または極力低減するよう、鉄道施設の位置、工事方法及び、環境保全措置などの検討を、鉄道運輸機構に求めているところでございます。

北陸新幹線延伸計画につきましては、今後事業を進める国と鉄道運輸機構におきまして、環境への影響を十分に配慮し、駅位置、ルート、構造、施工方法などの工事实施計画が、全国新幹線鉄道整備法に基づき定められることとなります。

こうしたことから、去る 7 月 29 日に開催されました「与党 PT 北陸新幹線敦賀新大阪間整備委員会」出席をいたしまして、国定公園内の自然環境への影響、地域の文化資産、地下水への影響、京都駅周辺の交通、商業施設等への影響、建設発生土の処理の方法などの施工上の様々な課題について、十分配慮するよう強く申し入れたところでございます。

引き続き、国や鉄道運輸機構に対しまして、慎重な調査と丁寧な地元説明を行うとともに、環境の保全について適切な対応を行うよう、さまざまな機会を捉えて求めてまいりたいと考えております。

【さこ議員・再質問】京都駅周辺の工事ですけれども、鉄道整備機構等がこれから色々決めていくんだと、というような事をおっしゃっています。その中でも適切な対応を求めていくんだということを仰っていますけれども、京都駅周辺の工事、これは重大な問題ではないかなと思っています。わが党の倉林参院議員の質問に国交省が回答してくれたんですけれども、新幹線の地下京都駅をおこなっていくには、掘削工事を行っていくんだと言われていました。重機車両が入る広大な用地を確保していくんだと。そのために地域の商業施設や集合住宅の立ち退き、移転も示されているということです。これは、府民の暮らし

に関わる、京都のまちが壊れされるかもしれない重大な問題ではないかと思えます。なぜ、このことを知事自身もしっかりと国交省等に要望して聞く、そういうことをしないで進めていこうとされているのかを、改めてお答えいただきたいと思えます。

【西脇知事・再答弁】先ほども申し上げましたように、京都駅には、東海道新幹線、地下鉄、近鉄と、交通も結節しております。周辺に、商業施設、集客施設もたくさんございますので、非常にさまざまな影響が懸念されることから、その施工にあたっては十分配慮するようというのを申し入れております。ただ、まだ駅位置、ルート等が定まっておりませんので、今ご指摘がありました点につきましては、具体的になることがいずれあると思えますけれども、いずれにしても京都駅周辺での工事につきましては、施工上さまざまな課題がある中の大きなポイントの一つであると考えておきまして、引き続き国・鉄道運輸機構に対しまして、慎重な調査と丁寧な地元説明と環境への適切な配慮について、強く申し入れてまいりたいと考えております。

【さこ議員・指摘要望】今、丁寧な説明を求めていくんだとおっしゃっていますが、このことは府民にも具体的にこういう問題があるんだということをしっかりと知らせていくことが大事ではないかなと思えますので、しっかりと求めておきます。それと地下水の問題です。それから、大深度地下のトンネル工事による掘削残土の問題、工事車両の交通問題、京都駅周辺の問題、どれも京都の町はほんまに壊していくんじゃないか、府民の営業また生業に関わる大問題だと思います。このことを府民にしっかりと明らかにしていく、そのこともしないで進めていくということは許されないことだと思います。

延伸計画は中止だと、やっぱり知事が決断をして、この事をしっかりと指摘していく、このことを求めておきます。次の質問に入ります。

防災など地域の力を弱める水道・消防の広域化はストップを

【さこ議員】水道の広域化について伺います。2018年12月、国は広域化と官民連携を推進する水道法「改正」を強行しました。これにより京都府は、令和4年に「水道広域化推進プラン」(新府営水道ビジョン)を策定する予定ですが、近く、総務省による「点検」がおこなわれ、「将来見通しのシミュレーションと広域化の効果」等を明らかにすることとし、プラン策定に要する経費について、地方財政措置を講じるとしています。さらに、同時平行で府営水道と10市町村の施設統合を進め、府営水道の3浄水場と受水自治体の18浄水場の施設統合案を示し、民間企業への委託を検討しております。

知事は本年2月定例会代表質問で、「事業統合から管理の一体化、施設の共同化まで市町村に選択肢を示し、基盤強化を進め、持続可能となる制度となるよう支援する」と答弁されましたが、本来、「命の水」を守る市町村の役割を支援することこそ必要です。水道法第6条2項で、「原則として市町村が経営するものとし、市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする」と、水道事業の市町村経営の原則を定めております。ここには水道法の改正はありません。それは水道事業の性質から「地域の実情に通じた市町村による運営が最も公益に資する」からです。

この間、奈良県の「県域水道一本化」に対するとりくみを聞かせて頂く機会がありました。奈良県のなかでも、大和郡山市の上水道は「豊かな地下水源を活用して県内でトップクラスの経営成績と低廉な料金を誇る」として、県域水道一体化への不参加を決め、「覚え書き」にも署名しませんでした。奈良市や葛城市、大和高田市などでも自己水を守り、水道料金値上げに通じる「県域水道一本化」に対する反対運動が広がっております。

府営水道の市町村の状況は、城陽市は受水水量が25%、75%は実質「カラ水」の契約となっており、契約料金を見直し水道料金を引き下げて欲しいとの要求が、今回の城陽市長選挙で争点となっております。

そこで知事に伺います。府内3圏域での広域化・広域連携について、市町村に「水道広域化推進プラン」を押し付けていますが、議論の内容を住民に明らかにすべきと考えますがいかがでしょうか。また、

広域化・広域連携から離脱する自治体もあると考えますが状況はどうでしょうか。

消防の広域化について

【さこ議員】次に、消防の広域化についてです。総務省消防庁は、都道府県に消防本部を減らす「消防の広域化」の策定を求め、市町村にも参加を求め、自治体の消防体制を崩そうとしています。府は、今年6月に消防の広域化を行なうため、消防司令センターの共同化などの連携協力を行う改定を行ないました。亀岡以北の中・北部は2024年度に、7市3町の人口約43万人に及ぶ広大な地域での共同運用を開始し、各消防本部で対応している119番、また出動指令を福知山市に司令部を置き、センターを一元化するための協議会が設立されました。しかし、消防職員の充足率は綾部市が53.6%、舞鶴市71.4%、京丹後市79.4%と低い状況にあります。

京都府内の整備計画の改訂指針からも基準数より900人も不足しております。消防費についても一般会計決算で3.3%と全国平均を下回っています。

さらに、京都市を含む南部の8市7町1村を統合して、9消防本部で2027年4月に共同運用を開始する予定をしています。

すでに共同運用をしている愛知県では消防職員から「管轄外の地理に疎く、目標物がない山林などでは指令までに時間がかかる」「各消防の出勤、人員体制も違うのに迅速な応援態勢をとれるかは疑問が残る」と報告されています。また、「広域化で消防力は強化されるのか疑問だ」とし、統合を実施しない自治体も生まれています。

消防の広域化については、2008年の国会質疑でも、「市町村消防の自主的判断に委ねられており、都道府県の推進計画に拘束されるものではない」「消防の広域化は助言、勧告または指導としておこなわれるものではない」と政府が答弁しています。消防組織法改正に伴う付帯決議でも、「市町村の自主性を損なわないようにすること」「現職の消防職員に情報を開示しその意見が反映されること」とされています。

そこで知事に伺います。すでに消防指令センターの共同運用が始まっている自治体では「管轄外の現地には疎い」等の課題があるため、消防指令センターの共同化はやめるべきと考えますが、いかがですか。近年、大規模な激甚災害が増加する中、消防職員の充足率を高め、地域の消防力を高めることが求められているのに、人員削減につながる消防の広域化は、消防力の低下を招くのではないのでしょうか。また、消防の広域化を市町村に押しつけるべきではないと考えますが、いかがですか。

米価下落対策への抜本的支援を

【さこ議員】次に、米価下落の問題について伺います

京都の農業の主流である水稻の新米の収穫が始まっております。今年は、日照不足の影響で米が小粒で収量も減少しています。さらにJA京都にのくいの「直接流通米」コシヒカリの1俵60キロの価格が、昨年14,932円から3,400円も下落し11,532円となっています。他の地域の米価格も1万円を割る状況もあるということです。この状況では、1俵当たり1万5千円といわれる生産原価が払えない、もう農業をやっていけないと、そういう落胆の声が広がっています。

コロナの長期化で飲食業の休業・営業自粛などで米の在庫が増え続け、昨年は全国で300万トンになり、JAが20万トン買い支えましたけれども、市場に出た時は市場価格下落の要因になりました。今年7月末の民間在庫は138万トンで前年に比べても19万トンも増えています。

しかし、菅政権は何の対策も打たず、「過剰在庫」を強調するだけで、生産者に生産量で36万トンの転作や減反を押しつけながら、77万トンの外国産の米輸入を続けるひどい政策となっています。

しかも、国内の食料自給率は、過去最低の37.17%で食料の6割以上が外国頼みという危機的な状況です。コロナ危機のもとで食料の輸出規制に踏み切る国が相次いでおり、外国頼みの危うさが浮き彫りになっております。

農業と農山村は国民の命を支え、国土や環境、文化を守る大事な役割を果たしています。日本を持続

可能な社会にするためには、農業と農山村の再生は待ったなしとなっていると思います。

国に対し、農業支援の観点から、米価下落を防ぐための過剰な余剰米の買い取り、市場から隔離した上で、過剰在庫米を生活困窮者に供給する仕組みの創設、法的義務もないミニマム・アクセス米の輸入中止、転作に伴う補助金の主食用米に見合う単価への引き上げを求めるとともに、安心して営農を継続し、後継者育成ができるよう、農業者戸別所得補償制度の復活を求めるべきではありませんか。

また本府は、これまで府内における米の生産者価格は、他府県よりも下っていないと述べてこられましたけれども、今年は大きく下がっていると考えられます。どうでしょうか。また、本府が独自に適正価格で米を買い取って、農林水産部と健康福祉部等が連携し、生活困窮者や学生、子ども食堂等へ供給すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【西脇知事・答弁】 水道の広域化についてでございます。水道事業が、人口の減少に伴う水需要の減少をはじめ、施設の耐震化、老朽化対策や技術職員の不足など、多くの課題を抱える中、将来にわたって安心安全な水道水を供給していくためには、事業の基盤強化を進める必要がございます。京都府では、「京都水道グランドデザイン」におきまして、基盤強化に向けたさまざまな選択肢を示しているところでございますが、市町村から単独での取り組みには限界があり、広域的な観点での基盤強化策の検討が必要との意見が出されております。

こうした市町村の意向や、国からの「水道広域化推進プラン」の策定の要請を受けまして、グランドデザインに盛り込んだ広域連携等の内容を充実する改定を進めているところでございます。改定にあたりましては、市町村との十分な協議に加え、住民の皆さんや、それぞれの議会に対する丁寧な説明が重要であり、広域的連携等推進協議会での協議内容の公開など、検討過程を明らかにするとともに、パブリックコメントにより府民の意見を反映することとしております。

現在、広域連携等の在り方や仕様につきまして、町村とともに検討を始めたところでございますが、多様な選択肢の中から、地域の実情に応じた方策を選択できることが重要であるという観点で、議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、市町村消防の広域化についてでございます。市町村の担う消防につきましては、今後、担い手不足や財政面での厳しさが増す一方で、高齢化による救急需要の増加や、自然災害の大規模化、激甚化が進んでいるため、これらに対応するための消防力の充実・強化が喫緊の重要課題となっております。

このため、京都府内の各消防本部においては、現場対応力を少しでも低下させないよう互いに協力し、車両や装備等の共同整備、共同指令センターによる災害情報の一元化、大規模災害時における相互応援体制の強化といった、消防の広域化等に取り組まれております。

このうち消防指令センターの共同化は、消防力の充実強化に必要なものとして、広域化の検討の中で先行実施されるものでございます。ご指摘の現地対応につきましては、京都府内各指令センターで運用する消防指令システムには、119番通報受信時に固定電話・携帯電話の位置情報を通知する機能が備わっておりまして、指令センターで通報場所を正確に把握した上で、従来通り管轄する消防本部が初期の現場対応を行うことから、初動が遅れることはないものと考えております。

消防の広域化における都道府県が果たすべき役割については、国の方針により市町村の主体的な取り組みを支援することとされているところでございます。特に小規模な消防本部では、出動態勢、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があり、大規模災害等が発生した場合に対応が困難となるため、各消防本部が力を結集し、相互応援体制を強化することで現場対応力を維持・向上させることが必要でございます。

京都府といたしましても、本年7月に各市町村のご意見をお聞きしながら改定をいたしました「京都府消防体制の整備推進計画」に基づきまして、各消防本部相互の連携、協力体制の強化が図られるよう、広域化との取り組みを積極的に支援して参りたいと考えております。

次に、米価問題についてでございます。米価の安定は農家の所得確保を図る上で大変重要であり、過

剰在庫米については、主食用米と競合させないため、国が備蓄米の買入れ量を増加し市場隔離して需給調整するよう、全国知事会を通じて要望しているところでございます。

一方、生活困窮者への備蓄米の提供は、隔離した米が市場に戻ることとなり、結果として米価下落の抑制にはつながらないと考えております。ミニマム・アクセス米は国際ルールにより輸入量が定められており、その大半は飼料用などに用途が限定されているため、米価への影響は小さいものと認識しております。また、生産調整を行う生産者への支援として加工用米や麦、豆類についても、主食用米と同等の収入が確保できるよう、産地交付金などの財源確保を国へ要望しております。さらには、一律の保障ではなく、京野菜や酒米などの高収益作物への転換を支援することにより、水田を活用した農業の発展を図っているところでございます。

令和3年産の米価については、富山・福井などの主産県において前年比で約2割低下したため、京都産米の需要を維持するよう京都産米の約2割を扱うJAでは、買い取り価格を同程度下げざるを得ない状況になったと承知をしております。

また京都産米の約7割を占める民間取引の価格につきましては、取引先の需給状況によって販売価格が左右されるため、引き続き今後の動向を注視してまいります。京都府としては、高価格で販売できるようプレミアム米コンテストや、京都米フェアを通じてPRするとともに、「京式部」のような付加価値の高い米の生産確保や、生産性向上のためのスマート技術の導入への支援を強化し、稲作農家の所得確保に努めてまいります。なお、生活困窮者や学生への支援、子ども食堂などへの米の提供につきましては、既に国の制度等も活用し対応しているところでございます。

【さこ議員・再質問】 消防はそれぞれの自治体の人材、また消防器具などを整えて、しかも地域を熟知した人材が必要となっています。そういう点でしっかりとやっていかないといけないと思います。水道も住民の暮らし、命を守るもので、経済的理由だけでなく、災害が起きた時などその地域の安全を守ることに必要とされております。そういう地域に欠かせない水道や消防の体制の広域化を、採算や効率化だけですめるべきではないと思います。この問題は住民の命や暮らしを守る観点から、現場の職員や住民の声を聞かずに進めていけば、職員の削減、また民営化、大災害にすぐに対応できない、そういう大きな問題が起きてくる、このことを指摘しておきたいと思います。

米価の下落の問題ですけれども、いろんな対応を京都府としてはやっているんだとおっしゃいますけれども、農業の取引の関係は下落がどんどん進んでおりまして、府の進めている集落営農や大規模農家ほど価格暴落の影響を受けていると思います。今回、1反での米価が2万円から2万5千円で、60Haの大規模農家では1,500万円もの減収といわれております。採算が取れないんだという声も上がっております。他の中山間地の農家も米をつくってもこれまでの余剰米があって「親の不幸価格」といわれるような、前年よりも今年の価格が下がる状況が続くようでは、今後も農業を続けられるかどうか悩んでいるとおっしゃっています。

木津川市の補正予算では、下落している米の買い取り価格に対して1俵1,600円の生産者応援給付金を提案されております。本府としても今回減収になる分の支援を実施して、京都の米農家を救っていくべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

また、本府が独自に余剰米を買入れ、農業者を救うと同時に、コロナ禍における生活困窮者や学生などへの支援をしっかりと行っていく、このことを「やってるんだ」というんじゃなくて、現場の声をしっかりと聞いて、実施をしていってほしい、これは要望しておきます。米の問題についてお答えをお願いします。

【西脇知事・再答弁】 先ほど申し上げましたけれども、米価の安定は農家の所得確保の上で大変重要だと思っております。また、今年の米価の低下の問題というのは、非常に重大な問題意識を持って注視をしております。

これまでから収益性の確保のために、たとえば農業技術の進歩のための支援ですとか、また、ブランド米の確立とかさまざまな手段を講じてまいりましたけれども、現在のこの米価の状況を踏まえまして、

われわれとして、もしできることがあればという観点から、さらに検討を深めてまいりたいと考えています。いずれにしても米農家のためには、この米価の低下という問題については、非常に大きな関心をもって対応して参りたいと思っております。

【さこ議員・指摘要望】米農家のみなさんの暮らしを守っていくということであれば、今下がってきている米価を、なぜなのかというところまでしっかり見て行ってほしいと思うんです。先ほど、ミニマム・アクセス米は大きな影響がないとおっしゃっていますけれども、本当にこれらは大きな影響ですよ。自分らが作ったものが食べられないような状況になっている、そういうコメ農家のみなさん方をしっかりと支援をしてほしいと思います。農業は地域の基幹産業なんです。国土を守っていく役割を果たしているらっしゃるこういう農業者のみなさん方を、京都府が支えていく、このことが今求められております。このことを指摘して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

コロナ禍での中小業者に対する支援の抜本的強化を

【西脇議員】日本共産党の西脇いく子です。議員団を代表しまして知事に伺います。新型コロナウイルス感染症の影響は、あらゆる分野におよび、とりわけ中小企業への影響は京都府内でも大変深刻な状況になっています。

そこで、はじめに中小業者への支援について伺います。

京都府内でも、昨年末から今日まで相次いだ緊急事態宣言や、まん延防止の結果、飲食店ではまともにも営業できたのは、わずか2週間しかありません。これまで、時短協力金支給にかかわって「飲食店バブル」などの心無い批判にも耐え続けてこられた飲食店からは、「オリンピックはやっても国民は自粛なのか、もうこれ以上の休業要請にこたえられない」「知事は、もっとはっきり業者の立場からも国にものを言ってもらいたい」などの声があいついでいました。

京都商工団体連合会の調査では、現在、祇園の老舗のクラブの多くが廃業し、すでに繁華街とは呼べない状況になっているなど、これまで以上に府民の暮らしと雇用、生業の危機があらゆるところで深まり、災害級ともいえるコロナ禍のもと、緊急にコロナの影響を受けた全ての中小企業、個人事業主への実効性ある支援が必要です。

コロナ禍でも営業意欲がありながら過剰債務とされ、必要な融資が受けられない中小業者への支援について、京都府として信用保証協会とも連携して、融資の金融機関への返済、据え置き期間の延長等の条件変更、借り増し等が可能となるように支援することが必要であると考えますが、いかがですか。

新型コロナの感染拡大から現在まで4回の緊急事態宣言が行われたにもかかわらず持続化給付金と家賃支援給付金は1回きりです。国に対して、持続化給付金や家賃支援給付金の再支給、月次支援金について、売り上げ50%減となっている支給要件の緩和とともに、雇用調整助成金は、コロナ禍が収束するまで継続を求めているとともに、コロナ禍で減収になったすべての業者を対象に本府独自の給付等の支援策を創設すべきではありませんか。お答えください。

京都市中央卸第一市場について

【西脇議員】次に京都市中央卸売第一市場について伺います。

私は、今年の4月以降、何度か京都市中央卸売第一市場の水産の仲卸業者さんから経営の実情を伺いましたが、その実態はさらに深刻になっています。

京都市中央卸売第一市場は、市場法によりどれだけ売り上げが減っても休業できず、産地からの魚も仕入れざるを得ないなどの、他の業種とは異なるしくみとなっているため、雇用調整助成金の適用もないまま、人件費、家賃、水光熱費などで毎月の赤字は膨らみ続けています。ある仲卸の社長さんの給料は、今では月7万円以下だともお聞きました。その上に新店舗への移転費負担が数百万円以上にもおよび、仲卸業者さんたちの苦境に追い打ちがかけられています。このままでは今後、仲卸業者さんの廃業や、魚そのものの相場が高騰する可能性も危惧されています。

今後も京都市卸売第一市場が、京都府内全体の食の安定供給や食文化を守り発展させるためにも、国や京都市はもとより京都府独自の支援策は一層急務となっています。京都市中央卸売第一市場での安定供給、文化的に果たしてきた役割を踏まえた上で、コロナ禍における仲卸業者のみなさん等の市場関係者の現在の窮状について、知事としてどう認識され、またその窮状を踏まえどのような対策を考えておられますか。お答えください。

コロナ禍での生活困窮者支援について

【西脇議員】次に生活困窮者支援について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、生活がより苦しくなる方が後を絶ちません。私がお聞きした南区で高校生と中学生3人を育てておられるシングルの女性は、昨年のコロナ禍の中で会社を配置転換させられました。養育費はなく、児童扶養手当はあるものの、食べ盛り子どもたちの食費が家計の半分を占めているため、これまで子ども食堂や食料支援なども利用しているということでした。

また、山科区の新日本婦人の会の方が今年、3回にわたり取り組まれた食糧支援の利用者アンケートでは、コロナ禍で一番困っていることは収入減や仕事がなくなったことだということでした。こうした方々への生活再建に着実につながる支援のあり方が、国にも本府にも問われています。コロナ禍のもとの生活困窮者支援として、府内では約9万件、約360億円もの緊急小口等の総合支援資金の特例貸付けが行われましたがあくまで借金には変わりません。急場をしのご支えとなっている一方、借金が積み上がることへの不安、これはコロナ禍が長引くほど深刻です。国は、住民税非課税世帯は、返済免除措置としましたが、課税世帯はいまだ除外されており、先の見えない中早ければ来年度から返済が始まることとなります。

昨日の京都新聞社説においても「貸し付けを困窮者支援の中心とすることに無理があるのは明らかだ」との指摘があったのも当然だと考えます。そのようなもとの、国は、今回の特例貸付制度を使い切った世帯を対象に、今年7月から、申請した月から3カ月間、単身世帯は月6万円、2人なら8万円、3人以上は10万円が支給される「新型コロナ生活困窮者自立支援金」の申請受付を始めました。

ところが7月末までの支給決定件数は、国の想定の1割にとどまり、京都府内でも8月末の申請件数は、対象の約2割にとどまるとお聞きしています。その要因として（月収が単身世帯で12万4千円、2人世帯で京都市の場合、単身世帯で50万4千円以下、2人世帯で78万円以下の資産要件、月2回以上）ハローワークで求職活動を行うなどの要件をすべて満たさなければならないという利用要件が重荷になっているということです。

この制度を利用しようとした下京区内の自営業の方は、中小業者や自営業者が仕事をしながらハローワークで求職活動するのは現実的でないことや、求職活動をしている姿を得意先などから見られれば信用がなくなり取引もなくなるかもしれないこの制度は、中小業者にも個人にも営業を諦めたり、転職を迫っているものだとなくなく申請を諦められました。

本府として国に対し、緊急小口資金等の総合支援資金について、コロナ禍で困窮している課税世帯も返済免除の対象とするよう国に求めているとともに、本府独自の課税世帯に対する返済免除措置を創設すべきと考えますが、いかがですか。

また、「新型コロナ感染症生活困窮者自立支援金」の資産要件やハローワークでの求職活動等の要件についての緩和を求めべきと考えますが、いかがですか。

また、無料の食糧支援や子ども食堂などを利用されている方で、本来、生活保護につなげる必要がある方でも生活保護の利用をためらう方も少なくありません。こうした方々が、速やかに生活保護につながるようにするためには、扶養照会などを改善させることが必要です。

国は、扶養照会の運用を一部見直し、DVや虐待のある場合は親族に連絡をしないということや、10年程度、音信不通が続いているなどの事情がある場合は扶養照会を行わなくてよいなど改善しましたが、「本人の意思尊重」という点では不十分であり、扶養照会の抜本的見直しが必要だと考えますが、いかがですか。

国は「生活保護は国民の権利です」と発信し、長野県や札幌市などの自治体でも積極的な制度周知が図られていますが、本府におきましても困窮した府民が生活保護を積極的に活用できるよう制度の周知徹底が必要だと考えますが、いかがですか。

また、本府として、独自の食糧支援を行うこととともに、その場所に相談ブース等を設置し、総合相談体制をとり、必要な人にはその場で生活保護に繋げるなどアウトリーチ型の取り組みを進めるべきと考えますが、いかがですか。

【西脇知事：答弁】 まず、中小企業への支援についてでございます。これまでから金融支援をはじめあらゆる施策を総動員して、中小企業の事業継続を支援してきた結果、令和3年1月～8月までの府内倒

産件数は、135件と前年同期間の159件を下回る件数となっております。今年度も、長期化するコロナ禍における資金需要に対応するため、返済条件の変更や据え置き期間の延長、借り増しにも対応が可能となる新たな制度融資を創設したところであり、保証料も信用保証協会の協力を得て、一律0.2%と定率の融資となっていることから、これらを活用した支援を進めてまいりたいと考えております。また、中小企業の事業継続のためには、こうした金融支援に加え生産性向上や新たな顧客獲得につながる経営支援を同時に進める必要がございます。そのため、今年度から金融経営一体型支援事業に金融機関と経営支援機関が企業情報を共有し、各企業の課題分析をふまえた経営計画の策定を支援するなど、企業の状況に応じたきめ細やかな伴走支援を実施しているところでございます。

次に、国への要望と京都府の支援策についてでございます。

中小企業への支援につきましては、事業継続と雇用維持の基本となる支援は国が担い、京都府は地域の産業特性に合わせた補助制度や中小企業へのきめ細やかな経営支援などを担うことが重要であると考えております。これまでから、国に対して持続化給付金及び家賃支援給付金の再給付や月次支援金の売り上げ要件の緩和、また、雇用調整助成金の特例措置の延長を繰り返し求め、雇用調整助成金につきましては、9回の延長が実現しました。京都府といたしましても、今議会においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するなか、最低賃金の引き上げ等により、大きな影響を受ける事業者や観光需要の減少により、厳しい状況にある旅館、ホテル等に対し、感染防止対策に要する機器整備や新たな事業展開を後押しする予算を提案しているところでございます。引き続き、国へ給付金や助成金による支援を要望するとともに、京都府としても厳しい経営環境にある中小企業への支援に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、京都市中央卸売市場第一市場についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響下において、食品、スーパーなどはいわゆる巣ごもり需要により順調だったものの、料亭等の業務需要が大きく落ちこみ、特に高級鮮魚の取り扱い額はコロナ禍前と比べて約20%減少するなど、仲卸業者は大きな影響を受けていると認識をしております。

京都府では、これまでに仲卸業者などの経営継続につながるよう、食品卸小売り業組合緊急支援事業により事業者の組合が共同で取り組む広報や発注、配送、設備の整備などを支援しているところでございます。また、高級食材の需要を喚起するため、料亭や食品加工会社などと連携した「京の涼風膳」の取り組みを行うとともに、今後、感染防止対策を施した認証店を応援するため、テイクアウト・デリバリー限定の飲食店応援クーポンを発行することとしております。加えまして、コロナ禍の影響が長期化していることから、さらなる対策として農林水産物や加工品等の販売を支援する「京の食オンラインマルシェ」の開設に必要な予算案を今議会に提案しているところでございます。こうした支援を通じまして、仲卸事業者の経営継続を図り、府民への安定した食料供給体制を確保してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者支援についてでございます。緊急小口資金及び総合支援資金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した世帯を対象とする特例措置が昨年の3月から講じられており、これまでに約10万件、約420億円の申し込みがあったところでございます。これらの特例措置につきましては、償還時においても、尚収入の減少状態が続く、住民税非課税世帯については、緊急小口資金、総合支援資金等の資金種類ごとに貸付金の償還を一括免除することができることとされております。生活福祉資金特例貸付制度は国の制度であれ、京都府が独自で返済免除措置を設けることはできないものと考えておりますが、京都府といたしましては、生活に困窮された方が、幅広く免除の対象となるよう引き続き所得要件の緩和など、国に求めてまいりたいと考えております。

生活困窮者自立支援資金につきましては、本年6月から新たな生活困窮者支援策として、福祉事務所において実施しており、8月末までの申請件数は約3700件、支給額は約2億4900万円となっております。この支援金の受給にあたっては、ハローワークに求職の申し込みをし、求職活動を行うこと。困難な場合には生活保護の申請を行うことなどが要件とされており、8月末現在で府内の特例貸し付けを終

了された方の申請率は約 27%となっております。制度の趣旨から求職活動や資産に関する一定の要件はやむを得ないと考えているところですが、府内の申請状況や全国の状況などを勘案いたしまして、要件の緩和などを国に対し要望し、府民の暮らしをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

生活保護制度における扶養照会についてであります。生活保護法において、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるという基本原理が明記されております。他方で本年 2 月には、過去に扶養義務者から暴力や虐待を受けていたり、10 年間程度音信不通となっているなど、明らかに交流が断絶しているような場合には、扶養義務の履行が期待できないと判断し、直接の照会を行わないことが可能とされたところがございます。扶養紹介を含む生活保護制度の運用基準につきましては、引き続き国において実態にあった形で見直しが図られるべきものと考えておりまして、京都府といたしましては、その基準をふまつつ、核家族化の進展など、社会情勢の変化や個々の世帯の実態をふまえて、生活保護申請者への支援を寄り添った支援をしてまいりたいと考えております。

生活保護制度の周知につきましては、京都府のホームページを通じて生活保護の申請が国民の権利であることを発信するとともに、制度をわかりやすく説明したカラーパンフレット「知っておきたい生活保護」において、要件を満たせば、どなたでも生活保護を受給できることを明記し、ためらうことなく、お住まいの福祉事務所に相談するよう呼びかけております。このパンフレットを誰でも手にすることができるよう福祉事務所や役場の相談窓口やカウンター、情報コーナーに配架するとともに京都府のホームページに掲載する他、窓口で説明する職員が活用することなどによりまして、さらなる制度の周知をしてまいりたいと考えております。今後とも、生活に困窮している方に対して生活保護制度について、しっかりと周知していくとともに生活保護を必要としている方には、速やかに保護を受けていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

生活困窮者への支援につきましては、生活困窮者自立支援法にもとづき、福祉事務所において生活困窮者自立相談機関を設置し、様々な相談に対する支援を実施しているところがございます。相談の多くは、収入、生活費、失業などの経済的課題にかかわるものですが、衣服や食料についての相談も寄せられており、食料支援を希望される方には、京都府が設置した「京都フードセンター」を活用した緊急食料支援を行っている他、各地域で社会福祉協議会や NPO 団体等と連携した支援が実施されているところがございます。また、自立相談機関においては、必要に応じて生活保護申請のサポートや家庭訪問等のアウトリーチによる相談支援も行う他、社会福祉協議会が設置する生活福祉資金の窓口で自立相談支援員を派遣して相談を行うなど、各地域で工夫を凝らした取り組みが行われているところがございます。

京都府としましては、自立相談支援機関が行う相談や支援に対し、今後とも支援や情報提供を行うことで、生活困窮者に対し自立支援制度や生活保護制度にもとづく支援をしっかりと届けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

【西脇議員：再質問】先ほど知事は、倒産件数は減っているとおっしゃいましたが、中小零細企業主、個人事業主さんが、かなり廃業が増えているのではないかと考えています。そう言った方々への支援は待ったなしだということで質問させていただいているわけです。雇用調整助成金、やはりコロナ禍が長引き 8 期、9 期までということですけど、コロナ禍が収束するまで継続してやるべきだと。これは求めていただきたいと思えます。

京都中央卸売第一市場への支援についてですけれども、今議会に仲卸組合等の支援として「京の食」流通事業者緊急支援事業費が提案されています。「京の涼風膳」の支援もそうですけれども、オンラインマルシェ等によるレシピの配信で販売機会をつくるというもので、限られた業者等しか対応できないということで、とても業者や生産者全体への救済にはなりえないと考えています。今、必要なのは真水の支援ではないかと考えております。すでに東京都では、コロナ禍で、直近 3 か月の売上額が 20%以上減少した場合は、仲卸業者等に、3 分の 2 の補助率での補助金制度を設けて事業者を支援し、また、福島

県などでも県独自にコロナ禍の市場の仲卸業者に対して助成を行っておられます。本府でも京都市と協力してコロナ禍での中央卸売市場の窮状を救済できるような直接支援を再度求めておきます。

「新型コロナ生活困窮者自立支援」につきましては、国はようやく世論に押され、期限の延長、ハローワークの訪問は、可能な範囲で良いと緩和が一定されましたが、収入要件でもまだハードルは高いわけです。困窮世帯なら誰でも利用できる制度に改善するよう国に求めるよう要望します。

本府独自の中小事業者への支援について再質問いたします。

京都府は、飲食店の時短協力金等や酒販業者以外への支援も、独自財源がないとして国の施策の上乗せも横出しも行っていない。すでに宇治市では、協力金の対象外の事業所へ、売り上げ減収が15%以上の1事業者につき10万円の支給が行なわれ、大阪府や京都市でも独自支援が検討されていると伺っています。本府としても他の自治体の事例も見習って、府独自の飲食と酒類販売以外の業者への給付金などの支援を行うことがどうしても必要だと考えますが、再度お答えください。

【西脇知事：再答弁】 全体的な経済の状況につきましては、コロナ禍におきまして非常に厳しい状況に陥っている業種があることは十分認識をしています。その上で、今の再質問でございますが、酒類販売事業者支援金につきましては、私どもで国の月次支援金の要件に合わせた上で、それに対する上乗せ支援ということでやっておりまして、ここにつきましては国の制度に合わせて実施をさせて頂きたいと思っております。ただ、減収要件の50%に満たない事業者ですとか、他の業種の事業者につきましてはきめ細かく相談ののってまいりますし、制度融資とかその他の各種補助金を活用いただく他、5月補正でみなさまにお認めいただきました食品卸小売業組合緊急支援事業も創出いたしております。そうした様々な支援制度を活用することによりまして、事業継続のために取り組んでまいりたいと考えております。

【西脇議員：指摘要望】 知事もおっしゃっているように、コロナ禍で中小業者への支援は、当然、国に最大の責任がありますが、国待ちのままでは被害を受けている業者は、救われないということがはっきりしています。長引くコロナ禍がいつ収束するのか、今後第6波も危惧されなお先行きが見通せない中だからこそ、誰一人として廃業させないという、路頭に迷わせないという決意で本府として何らかの直接支援を求めるものです。

なお、先日14日に生活保護費引き下げ違憲京都訴訟において「生活保護の削減を内容とする自民党の政権公約は国の財政事情や国民感情を踏まえたものと認められる」という史上最悪とも言える判決が下されました。この判決は、憲法で保障する健康で文化的な最低限度の生活を真っ向から否定するものであり、厳しく抗議するものです。

北山エリア整備計画について

【西脇議員】 次に北山エリア開発計画について伺います。

京都市北部、左京区、北区北山通の南側の府立植物園や府立大学、コンサートホールなどが立地し、文化芸術の発信拠点であり、府民の憩いの場として親しまれてきた府民の貴重な財産です。京都市内では、これまで京都市が旗を振り進めてきたインバウンド施策によって東京や外国資本のホテルや民泊が急増し、京都市内の文化と町並みが壊され続けてきました。ところがその上に、コロナ禍の最中、京都府は、京都市と一体で、このエリアにある府立大学内に1万人規模のアリーナ建設や、劇場、ホテル、飲食店等呼び込み、「賑わいや交流施設」を整備する新たな大規模開発を進めています。

この間、わが党議員団は、府政のあり方と、京都の将来に関わる重大な問題として、この計画の見直しを求め、知事の姿勢を質してきました。私や原田議員の代表質問に対して西脇知事は「引き続き府民の皆様や関係の方々のご意見を踏まえながら、しっかりと計画を前に進めてまいります」「今後も引き続き関係分野の専門家の方々や地域住民の皆様などの意見をお聞きし、幅広い理解を得ながら計画を進めてまいります」と答弁されています。

今年7月2日、「京都府立植物園整備計画の見直しを求める会」や「北山エリアの将来を考える会」などの市民や植物の専門家など3団体が自然環境への影響やにぎわい重視の開発を懸念し、7万2千筆以上の署名を携えて、府に対して計画を見直すよう訴えられました。その中で府当局は、「8月中旬に1回目の説明会を開き、何回かの説明会を行う。しっかりと中身が説明できるものを考えている」等と回答されています。ところが本府からは、現在まで何の説明もなく、さらに「北山エリアの将来を考える会」のみなさんが、8月28日に府立植物園園長、8月30日には京都府に対して再度、説明会を求められた際にも「今は説明できる状況にない」として説明を拒まれています。その一方で、京都府が今年3月に公募した「北山エリア整備手法等検討業務の企画提案仕様書」では事業者に対して「令和3年7月28日までに一旦成果を取りまとめ提出するものとする。その後、京都府において庁内調整を行う予定であり、適宜修正等に対応する調整期間を経て、最終納品期限を令和4年1月31日とする」とされており、このまま来年1月末までに北山エリア整備事業計画が固まるまでは府民や大学生、教職員、現場職員等への説明が一切されないとすれば大問題だと考えます。府として、府民に対して必要な説明会を現在まで行っていないのはなぜなのでしょう。また、現在の北山エリア整備計画の進捗状況を議会や関係職員、府民に明らかにするべきではありませんか。お答えください。

また、北山エリア開発の中で、学生約2千人の府立大学に1万人規模の観客が収容可能なアリーナの建設が進められようとしています。長年、老朽化した府立大学体育館の建て替え要望が学生や教職員から出され続けてきましたが、ようやく出された建て替え案は、ほとんど学生のための体育館ではなく、東京の大手コンサルタント会社にプランを作成させ、民間資金の導入や民間会社の運営を前提としたものとなっています。現在の新型コロナウイルス感染症という災害級の危機の最中に150億円近い巨大開発が必要なのかも厳しく問われていることに加え、府立植物園がアリーナ建設によってこれまでの生きた植物の博物館としての機能まで大きく損なわれようとしていることです。

1万人規模のアリーナ建設により、府立植物園の大幅なレイアウト変更が行われ、植物の専門家をはじめ全国のみなさんが心配されている絶滅危惧種や希少種を含む世界の植物を生きたままの姿で広く見てもらう府立植物園の役割が歪められると考えますが、いかがですか。

【西脇知事：答弁】 昨年12月に北山エリア整備基本計画を策定し、府議会においてもその内容をご報告させていただいたところでございますが、この計画に対しましては、「新たな施設整備により、北山地域に活気を取り戻して欲しい」。また、「希少な植物が伐採される」など環境が破壊されることがないようにしてほしいなど、いろいろな立場からのご意見をいただいているところでございます。基本計画につきましては、策定課程でパブリックコメントを実施し、策定後も北山エリア周辺の自治連合会の役員の方々にご説明するとともに、自治会を通じて周辺にお住まいの方々にも経過概要をお知らせするなどの機会を持ってきたところでございます。

基本計画の内容は、整備の方向性を示したもので、整備内容が確定したのではなく、現在も引き続き幅広い分野の専門家の方々からご意見をお伺いしているところでございます。今後も整備内容につきましては、議会を始め府民のみなさまにご説明してまいりたいと考えております。

府立植物園は「植物が主役」の理念のもと、栽培技術の継承発展による世界の植物の栽培・保全・育成・展示、世界の植物を通じた展示・鑑賞等を通じた教育・学習・研究への寄与。植物栽培技術を生かした植物多様性保全への貢献という3つの柱で、様々な取り組みを展開しております。このたびの整備計画は、植物園の理念や取り組みをさらに発展強化して植物園の魅力をいっそう引き出すため、研究・教育機能の強化や来園者サービスの向上を行うものでございます。

北山エリアの3分の2を占める植物園が豊かな自然環境に配慮しながら、エリア全体や周辺地域等と連携、調和したものとなるよう幅広い意見をお聞きしながら、整備内容を検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、府立植物園を初めとする北山エリアの整備につきましては、今まで以上に府民に親しまれ、魅力的な地域となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【西脇議員：再質問】先ほど知事はいろいろな立場の人から意見をもらっていると、自治連合会や自治会にも基本計画を示されたらと、それから幅広い分野の方々からの意見も聞いているとおっしゃっておられますけれども、そのなかには、府立大学の学生や府立大学の現場職員の声は反映されていないのではないかと思います。2020年12月府議会に「北山エリア整備計画」が報告がされましたけれども、これも議決案件ではなく、「報告」にとどまっています。府民や関係職員、学生、職員等が計画策定に関与するしくみも説明もないまま現在に至っていると。それが実態では無いかと思います。毎日新聞が夏に出しました記事では、「すでにハンナリーズとの意見交換会が始まっている」とお聞きしておりますけれども、住民や学生、教職員、現場職員等には説明を行わず密室状態で進められているのは全く理解できません。なぜ説明されないのか、再度お答えください。

【西脇知事：再答弁】北山エリアは貴重な空間でございますし、これが府民のみなさまにとって憩いなり、潤いを与えるものとなるようにするためには、広くご意見をたまわってみなさんの合意のもとで進めるというのが基本的な認識でございます。その中で、府立大学の学生の話がございました。大学側とも当然、意見交換をし、大学を通じて学生の意見を吸い上げているつもりでございますけれども、そうした点にも今後とも配慮してまいりたいと思っています。また、多くのみなさまのご意見を伺う機会につきましては、今の意見をふまえて今後とも丁寧に対応してまいりたいと思っております。いずれにしましても、多くのみなさまのご理解を得て進めることが何かにつけても肝要だと思っておりますので、そういう姿勢で、この「北山エリア整備」につきましては進めてまいりたいと考えております。

【西脇議員・指摘要望】北山エリアの空間は貴重だとおっしゃいました。やはり「丁寧な対応」ということを今回もおっしゃっていただきましたけれども、この間、「丁寧な対応」が置き去りにされたままになって現在にいたっていることが実態ではないかと思います。これは、早急に地元の自治連合会だけではなく、地元のみなさんや現場の職員のみなさんにもお願いしたいと思っております。

植物園の100年未来構想委員会委員会の委員には森ビル株式会社顧問も名を連ねておられます。北山エリア整備事業手法等検討業務は東京のコンサルタント会社が受注しており、北山エリア開発そのものが東京発・民間企業発の発想で進められているとことを厳しく指摘しておかなければならないと思っております。

そのような中、8月に、府立植物園で国内で21例目という貴重なショクダイオオコンニャクの開花がマスコミに紹介され、ショクダイオオコンニャクの開花時の入園者数は3日間で園全体で入園者約1万4千人に対して温室入園者は9千人を超えたとお聞きしました。生きた植物の博物館としての府立植物園の値打ちがさらに高まっています。植物園の中は、どの場所であっても貴重な植物を育てて、展示する大切な場所であり、こうした現在の敷地面積の中で中の豊かな植物環境があるからこそ、多種多様な生きた植物の展示が可能になったのではないのでしょうか。

今年8月1日付けの京都新聞紙上では「ネットでも何でも調べられる時代に求められることは何か。本物を分かりやすく伝える優しさのようにも思う。安易な商業化がそのものの本質を傷つけることは五輪が証明している。」との指摘もありました。現在、日本鳥類保護連盟からも知事に対し、今回の整備計画の見直しを求める意見書を出され、署名も10万筆に迫る勢いで広がっています。西脇知事、こういった北山エリア開発を危惧する府民の声を受け止めて、本計画は、いったん中止し・ゼロベースで見直すことを求めて質問を終わります。

9月21日(火)

●諸岡美津議員 (公明・京都市右京区)

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 感染症の投薬治療について
 - (2) 保健所の体制強化及び市町村との連携について
 - (3) オンライン診療の推進について
 - (4) 今後のワクチン接種について
 - (5) 集団感染防止対策の強化について
 - (6) 新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報発信について
2. 収入証紙制度の廃止について
3. 防災減災対策について
 - (1) 淀川水系の治水対策について
 - (2) 本府における土砂災害の原因となり得る盛土の現状と課題について
4. てんかん地域診療連携体制の整備推進について

●井上重典議員 (自民・福知山市)

1. 西脇府政の成果と今後に向けた課題について
2. 文化庁移転による京都からの発信力について
3. 府内の農林水産業の課題について
4. 国道9号の改良について

9月22日(水)

●荻原豊久議員(自民・宇治市及び久御山町)

1. 長引くコロナ禍における府内経済に対する認識と地域経済への対策について
2. 子育てにやさしいまちづくりの推進について
 - (1) 安心して妊娠出産できる体制整備について
 - (2) 支援の必要な家庭への経済的支援と福祉・教育の連携について
 - (3) 子どもの居場所づくりについて
 - (4) 通学路の安全対策について
3. 盛土の問題について
4. 南部地域の防災対策について
 - (1) 淀川三川合流地域の治水について
 - (2) 災害からの安全な京都づくり条例について
 - (3) 久御山町の町外への広域避難場所について

●北原慎治議員(自民・右京区)

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
2. 今後の感染症対策について
 - (1) 今後の保健所の体制について
 - (2) 今後の医療提供体制について
3. 京都府歯と口の健康づくり推進条例の改正を受けた施策への反映について
 - (1) 歯科健診について
 - (2) オーラルフレイル対策について
 - (3) HIV患者の歯科診療体制について
4. 北山エリアの整備について
5. 地域部活動推進事業について

●山本篤志議員 (府民・木津川市及び相楽郡)

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
2. 令和4年度予算編成における歳入確保と事業見直しについて
3. テレワークの推進と地域創生について
4. 文化の力と地域創生について
5. 公共交通機関の維持確保について
6. 自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進について